

令和4年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○ 令和4年度の労働保険 年度更新の申告・納付期間は、6月1日（水）から7月11日（月）までとなります。

申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

○ 令和4年4月1日より雇用保険率が改定されました。

	（変更前）	令和4年4月1日 ～令和4年9月30日	令和4年10月1日 ～令和5年3月31日
一般の事業	9/1000	9.5/1000	13.5/1000
農林水産等 の事業	11/1000	11.5/1000	15.5/1000
建設の事業	12/1000	12.5/1000	16.5/1000

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○ 労災保険率は令和3年度と同率となります。

○ 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。

申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

（参考）

納付期限（令和4年度）

	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月11日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

（問い合わせ先）

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

TEL 029-224-6213

（HP）<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

または、各 労働基準監督署・各 公共職業安定所